

医療ADR

東京三弁護士会（東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会）は、2007年9月、医療に関するトラブルについて、医療紛争の経験の豊富な弁護士があっせん人となる医療ADRを開設しました。介護事故をめぐる紛争も対象としています。

医療紛争の実態をよく知る弁護士2名（患者側代理人の経験が豊富な弁護士・医療側代理人の経験が豊富な弁護士各1名）があっせん人に加わります。下図のとおりあっせん人3名または2名の関与により、これまで話し合いが難しいと考えられてきた医療紛争に関する問題について、充実した話し合いが行われます。



なお、あっせん人1名体制（一般のあっせん人1名）もありますので、窓口でご相談ください。

(注) 患者側代理人の経験が豊富な弁護士、医療側代理人の経験が豊富な弁護士と立場を分けて書いていますが、両弁護士は、あくまでも、第三者として中立・公正な立場から、話し合いの交通整理や調整を行います。患者側または医療側というそれぞれの立場に味方して主張するものではありませんので、ご注意ください。

申立の手続など、医療ADRの詳しい内容につきましては、窓口でお尋ねいただくか、ホームページをご覧ください。

医療ADRの申立て・ご相談は



地下鉄/霞ヶ関駅から（丸ノ内線・日比谷線・千代田線）

- ① B1-b 出口より直通 ② A1 出口より徒歩2分 ③ C1 出口より徒歩3分

地下鉄/桜田門駅から（有楽町線）

- ④ 5 番出口より徒歩5分

住所

〒100-0013

東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館

第一東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 11階

TEL 03-3595-8588

受付時間 10:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00

ホームページ <http://www.ichiben.or.jp/>

第二東京弁護士会 仲裁センター

弁護士会館 9階

TEL 03-3581-2249

受付時間 9:30 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00

ホームページ <http://niben.jp/>

東京弁護士会 紛争解決センター

弁護士会館 6階

TEL 03-3581-0031

受付時間 9:30 ~ 12:00 / 13:00 ~ 16:00

ホームページ <http://www.toben.or.jp/>

東京三弁護士会

医療ADR

Alternative Dispute Resolution

医療の
トラブル

充実の
話し合い

納得の
解決

東京三弁護士会

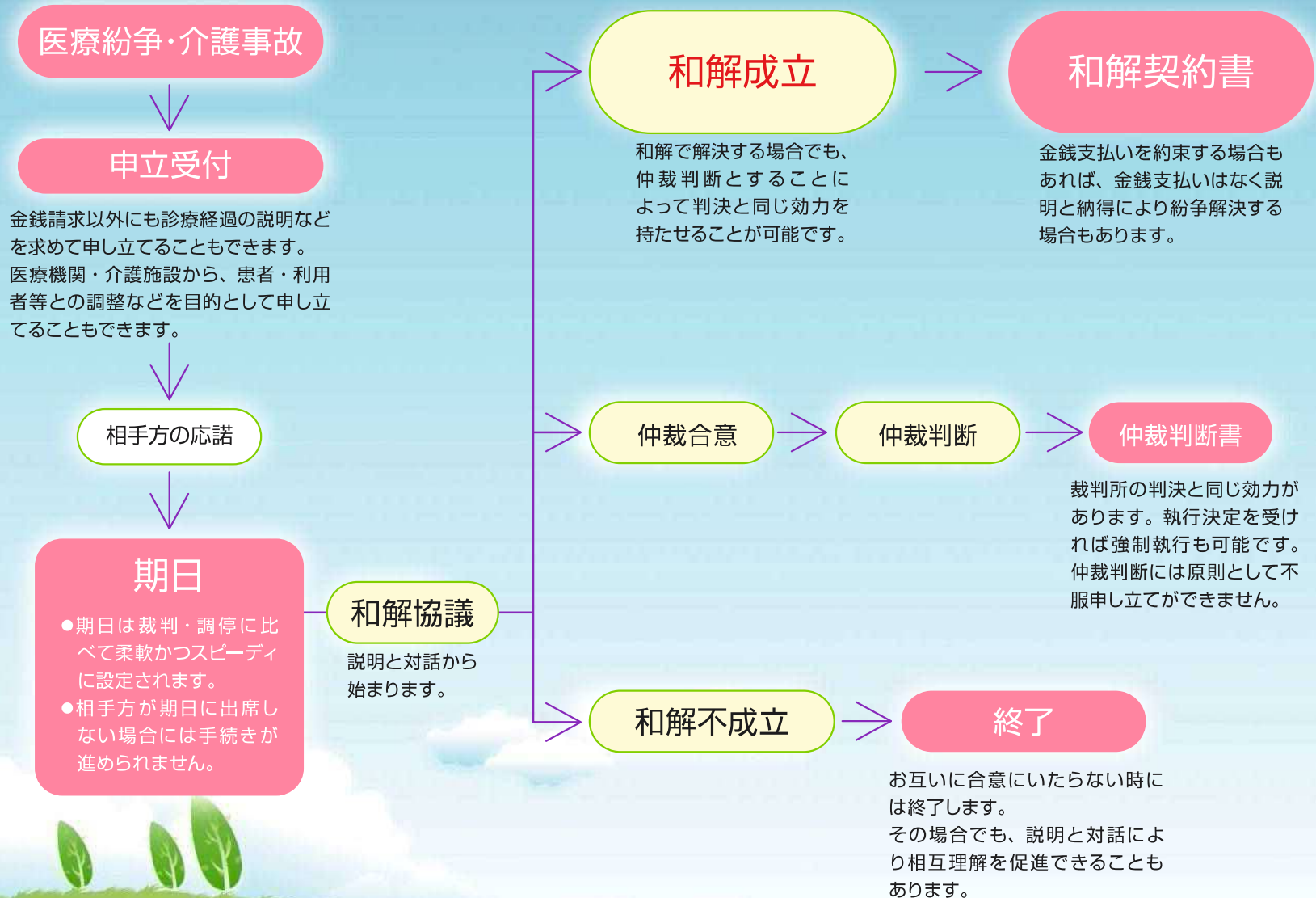
お問い合わせ先は裏面をご覧ください

医療ADR

— 手続きの流れ

医療のトラブル・充実の話し合い・納得の解決

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは、裁判外の紛争解決のことです。東京三弁護士会の医療 ADR では当事者間の話し合いによる自主的な紛争解決を支援します。介護事故をめぐる紛争も対象としています。



手数料	
申立手数料	金 11,000 円 (消費税込) 申立時に申立人が納めます。
期日手数料	金 5,500 円 (税込) 期日ごとに当事者双方が各 5,500 円 (税込) を納めます。
成立手数料	和解成立または仲裁判断時に、解決額に応じた額を納めます。当事者間の負担割合はあっせん・仲裁人が定めます。 (金額は成立手数料早見表参照)

成立手数料早見表 (消費税込)

紛争解決額 (円)	成立手数料 (円)
100,000	8,800
500,000	44,000
1,000,000	88,000
3,000,000	264,000
5,000,000	330,000
10,000,000	495,000
15,000,000	660,000
30,000,000	990,000

(注) 各手数料の詳細については各センターにお問い合わせください